

第302回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和2年12月21日（月）12:15～12:53

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから「第302回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱い等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回も傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、今回から第1部（公開）の議事の模様については、インターネットで同時中継を行うこととしてございます。

それから、第2部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて皆さんに御相談をするという取扱いにしたいと考えてございます。

念のため御確認のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ただいま説明があったように、第2部に関して非公開での開催とさせていただこうと思いますが、御異存ありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、御異存がございませんので、今お話ししたとおりにさせていただきます。

最初の議題は、「料金制度ワーキンググループの設置等について」です。

田中課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料3を御覧いただきますでしょうか。「料金制度ワーキンググループの設置等について」でございます。

「趣旨」といたしましては、本年7月に料金制度専門会合を設置し、新たな託送料金制度の詳細設計を行っているところでございます。その中で、より詳細な論点について効率的に審議を進めるために、料金制度専門会合の下に料金制度ワーキンググループを設置することについて御審議いただくものでございます。

さらに具体的には、2. にございますとおり、12月14日の料金制度専門会合において、「より詳細な論点について効率的に検討を進めるために、料金制度専門会合の下に料金制度ワーキンググループを設置することが適当である。」とされたものでございます。

これを踏まえ、料金制度専門会合の下に、別添の構成員・座長による料金制度ワーキングを設置することとしたいというものでございます。

構成といたしましては、圓尾委員に座長に御就任をいただきまして、北本委員にもメンバーになっていただき、あとは料金制度専門会合の委員である専門委員の方々にワーキングのメンバーになっていただくということでございます。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員から御質問、御意見ございますでしょうか。

○林委員　　林でございます。今御紹介がありましたけれども、新たな託送料金制度の導入ということと、あとはレベニューキャップとか、いろいろなこれまでにない新しい、非常に難しい取組がある中で、このような制度設計の中での料金制度ワーキンググループの設置は非常にいいと思っております。

それで、より詳細な論点を、効率的に検討を進めるということで、まさに圓尾委員、北本委員が前面に立ってやっていただくということで、非常によい取組だと思っておりますし、ぜひしっかりと御検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

私もこれは、詳細設計は必要な課題ですから、いいワーキンググループができたと思います。

それでは、事務局の案のとおり料金制度ワーキンググループを設置することにしたいと思いますが、御異論はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異論がございませんので、事務局の案のとおり決定いたします。

次は議題 2. ですが、「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」です。

これは恒藤総務課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長 資料 4 を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。

内容を一言で申し上げますと、既に認可されている特例を、さらに 1 か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容となりますが、ざっと御説明をさせていただきます。

5 行目を御覧ください。10 行目以下に書いてあります事業者から、12 月 16 日付けで大臣宛てに、通常の約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件で供給をしたい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがあったところでございます。

申請者は、11 行目から記載のとおりでございまして、前回と同じでございます。

それから、申請内容でございますが、「申請概要」は 47 行目から記載をしてございますけれども、これも前回までと同じでございます。

前回と違う点につきましては、75 行目からまとめて記載をしてございます。

まず、電気について違う点でございますが、前回同様の内容でございますけれども、85 行目からでございます。前回からの変更点については、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、9 月～12 月の検針分について、さらに 1 か月延長する。ただし、3 月～8 月までの検針分については、既に 5 か月延長しているところでございますが、その延長はしない。それから、新たに 2021 年 1 月検針分の電気料金について、支払期限を 1 か月延長するというものでございます。

それから、96 行目からがガスについて、今回の変更点でございますが、107 行目から、その具体的内容が書いてございます。電気とほぼ同様でございますけれども、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち 9 月～12 月の検針分について、それをさらに 1 か月延長する。ただし、2 月～8 月の分については、既に 5 か月延長しているところを、それは延長しない。そして、新たに来年 1 月の検針分のガス料金について、支払期限を 1 か月延長すると、そういう内容でございます。

これを必要とする理由は、前回と同じでございます。

大臣への回答でございますが、128 行目からでございます。事務局といたしましては、本

申請の供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えてございます。

したがいまして、資料4-2のとおり、委員会として本申請の認可等を行うことについて異存がない旨、回答することとしたいと考えてございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、各委員から何か御質問、御意見ございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、今の説明のとおり、委員会として大臣への意見回答を行うことにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり意見回答を行うことといたします。

それでは、議題3. について、これは「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について」です。

黒田室長からお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長 それでは、資料5を御覧ください。「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について」でございます。

こちらにつきましては、制度設計専門会合での整理を踏まえまして、非化石証書の制度の変更、具体的には非FIT非化石証書の取引開始に伴う環境価値の表示ルールに関する、いわゆる「電力の小売営業ガイドライン」の改定について、経産大臣に建議することについて審議をいただきたいということでございます。

「主なポイント」、「経緯」でございますけれども、エネルギー供給構造高度化法に基づきまして、小売電気事業者が非化石電源比率を高めていくことが求められておりまして、これを円滑化する取組として、非化石証書の制度が導入されているということでございます。

今般、今年度から、非FITの非化石証書も取引の対象とされることを踏まえまして、小売営業ガイドラインを改定して、需要家・消費者への電源構成等の開示の在り方についても、記載した部分を改定するという点につきまして、制度設計専門会合において3回に

わたる議論を行い、取りまとめをいただいたということでございます。

2. の1) が、専門会合からの報告でございます。

1) の「指針の改定」につきましては、ポイントといたしましては、2行目からあるように、需要家や消費者へのわかりやすさや誤認を招かないことを考慮した内容とするという観点も踏まえて議論を行っていただきました。

具体的な内容ですけれども、1つ目の●ですが、電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示をするよう、それを望ましい行為に追加をする。

2つ目の●で、再エネ指定の非化石証書の使用による再エネの表示について整理をいただき、FIT電気については、小売電気事業者が3要件、これはFITであること、そのFIT電気の割合、FIT制度、国民の負担が入っている制度の説明という3要件を満たせば、再エネの旨を表示することを認める。

それから、卸電力取引所調達や化石電源等の電気につきましては、電源構成や主な電源種の表示を行うことを前提に、実質的に再エネの旨を表示することを認めるということになります。

3つ目の●は、CO₂ゼロミッションの表示につきましても、上記と同様に整理をしていただいたということでございます。

それから、次のページで、小売電気事業者が非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO₂ゼロミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与える表示・訴求を行うことは、これはいわゆる抜け殻再エネ電気といったようなことで整理をいただきまして、需要家・消費者の誤認を招くものであり、問題となる行為であると整理をするということでございます。

最後、上記の考え方を踏まえた電源構成表示及び非化石証書使用状況の表示例を記載するということでございます。

2) の「その他」でございますが、なお、この表示の具体例の審議の過程におきまして、一部の委員より、需要家・消費者の状況に応じたわかりやすい情報伝達のためには非化石証書制度の理解が課題であることから、小売電気事業者に、非化石証書の由来する電気や非化石証書制度の内容について注記を求めるといった追加提案がございまして、具体的には、例えば非化石証書の説明としましては、再生可能エネルギーや原子力等の電源に由来するCO₂排出ゼロの環境価値を示す証書であるといったような提案がされました。

これらの追加提案を含めて審議が行われました。この論点につきましては、ほかに必要

な注記等もある中で、記載事項をこれ以上増やすことは適切ではないといった指摘がございまして、今回の改定に含めることはせず、資源エネルギー庁による非化石証書制度の広報の取組を進めることで対応することとされました。

また、電力・ガス取引監視等委員会において、引き続き広報等の状況を注視し、必要な対応について検討していくことが適当であるとされてございます。

3. これを踏まえた「今後の対応」でございますけれども、まず1) としまして、以上の専門会合からの報告を踏まえまして、資料5-2のとおり、具体的には、先ほどの2.

1) の内容でございますけれども、本指針の改定について経産大臣に建議することとした。

2点目といたしまして、事務局において非化石証書制度の広報等の状況をフォローし、適宜委員会に報告することとしたいということでございます。

私からは以上になります。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問・御意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　制度設計専門会合の座長をした関係で、この議論について、特に発言をします。

この問題は、消費者の電源選択の自由、その選択を保証するという今回の制度改革の実現に向けたものです。ただ、さまざまな制度が周辺にある。それから、表示するわけですので、表示を受ける相手方の能力、状況、これが非常に多様である。それから、表示をするにも、細かく正確に書けば正しい伝達ができるわけですが、それをやると、この情報を受ける側の状況に合わなくなることもある。そういう非常に矛盾したさまざまな論点を調整するというところで、非常に豊かな議論が制度設計専門会合では行われました。

その中で、最後の制度設計専門会合では、経産省のエネ庁も、制度の理解について特段の配慮をして、情報伝達を、このガイドとは別に努めるという環境整備とか、それから我々も状況に応じてさまざまな監視、支援をするというような話があって、そういう全体のわかりやすい環境をつくるという取組の中で、この指針が出てきたのであります。

しかし、指針自体を文字で読むと、建議自体を文字で読むと非常に端的なまとまったものになりますけれども、この背後には、今回、制度設計専門会合では、わかりやすい表示をするということについては皆さん一致した見解でしたので、それについて、誰がどういふことに取組むかについて、エネ庁も支援をしていくということもあって、こうした議論

になったところでございます。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○圓尾委員　　私も、この議論に参加していましたが、意見が割れた中、まとめる上でポイントが2つあったと思います。1つは、非化石証書が出てきたことで、これが世間に認知され、必要な人が活用し、その資金が再エネ事業者に環流することで、再エネ大量導入に一役買うことを後押しする表示になっているかどうかが大事で、それは担保できたと思います。

それから、もう一つは、いろいろわかりにくい専門用語があり、なるべく注記をつけてくれという話もあったわけですが、これはみる人によって、レベル感はそれぞれです。例えば「LNG火力」といってもわからない人だっていると思います。

ですから、今回の整理で、私なりの理解は、例えばインターネットなどで調べれば出てくることについての注記は付けていないけれども、調べたとしても分からない、誤解を受けるような言葉には注記が付いているという整理になっていると思いますので、これで正しいのではないかなど。

ただ、最初に言った目的を考えると、非化石証書制度というのはどういうものであるかを、きちっとエネ庁が広報活動をするのは、これとは別にしても大事な話だと思います。そこは消費者団体ともコミュニケーションをとりながら、適切な広報活動がされているかどうか、我々もチェックをしていくことは大事と思っています。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

私は、これで賛成ですけれども、将来の課題としては、注記するのに手間がかかるということならば、やはり再エネ視点なしの場合については、原子力と、はっきりいったほうがいいと思います。それは、ぜひ原子力を支援したいという人は山ほどいると思うし、反対だという人もまた、もっといるかもしれない。その人たちにとって、「再エネ視点なし」というのは、いかにもぼんやりした言い方で、注記も何も要らない、はっきり「原子力」と書けばいいと思います。でも、それは次のときにやったらどうかと思いますけれどもね。

それから次のときには、証書を買うということは、これこそ再エネを買っていることなのだということを、もっと強くさせればいいと思いますが、直接買おうが、いろいろな再

エネ業者に対して結果的に軋をしていようが、同じことですから、そこら辺は、次のときにはもっと強く出してもいいのではないかなと思いました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

(意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣に建議することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がございませんでしたので、事務局の案のとおり経済産業大臣に建議することにいたします。ありがとうございました。

それでは、議題4. です。これは「ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について」、黒田室長からお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長　それでは、資料6を御覧ください。「ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について」でございます。

こちらの「趣旨」につきましては、ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域の経産大臣による指定の解除に関しまして、令和2年11月11日付けの経産大臣からの意見の求めがあった事項について、第52回制度設計専門会合において検討を行いましたので、その内容を踏まえた意見の求めの回答案について御審議をいただきたいというものでございます。

「経緯」でございますが、こちらは11月の委員会で一度御説明をさせていただきましたので簡単に申しますと、このガスの小売経過措置料金規制につきまして、現在、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3者のこの指定の解除につきまして、経産大臣から意見の求めが来ているという状況でございます。こちらについて制度設計専門会合で検討を行うこととされておりました。

12月1日の専門会合で検討いただきまして、次の審議結果を得たということでございます。

2. でございますけれども、まず、ガス卸取引所が開設をされていない状況を踏まえますと、他のガス小売事業者に「十分な供給余力がある」と判断されるためには、将来にわたって、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含め、十分な供給力を確保できるための環境整備が必要である。

この点につきましては、脚注1で、他のガス小売事業者からはガス受託製造約款外の委託熱調契約ですとか、都市ガス卸契約を締結できるかといった点について懸念が示されて

いるということでございます。

それから、2つ目の●でございますけれども、この3者のエリアにつきましては、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしていない。かつこの3者は、都市ガス利用率の50%を超えているという状況も踏まえ、将来にわたって適切な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業者への新規参入が円滑化される環境整備が必要ということでございます。

この点、脚注の2をつけてございまして、この3者を含む一般ガス事業者により「スタートアップ卸」という自主的取組が本年3月より開始をされてございます。この「スタートアップ卸」が実効的に機能して、これを利用した新規参入が進めば、指定解除後の競争制限的行為が抑止される効果も期待されるということでございますけれども、最後の2行ですが、現状では、当該エリアにおけるスタートアップ卸を利用した新規参入事例は2件に留まっているということでございます。

●に戻っていただきまして、2行目です。このため、当該エリアの指定の解除を行うためには、旧一般ガスみなしガス小売事業者により、次に掲げるコミットメント（意思表示）が行われていることが必要であるという整理をいただいております。

1つ目の➤ですけれども、他の事業者からガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務委託契約を締結している事業者が、その業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。

2点目でございます、他の事業者からガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りは、これを行う。

3点目ですが、「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう積極的に取組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限価格の下で卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。」とされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い対応するということでございます。

なお、このコミットメントの文言につきまして、後ろに資料をつけておりますが、全体

25ページでございます。こちらのコミットメントの文言について、12月1日の専門会合において議論がありまして、解除後の監視の観点からも具体的な記載とすべきといった御指摘をいただいたところでございます。

このため、25ページにあるように、赤字が1日の資料から修正をした部分でございますけれども、例えば3行目以降の、既にガス製造に係る業務委託契約を締結している事業者が業務継続を希望する場合は、「止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。」ですとか、あと2つ目の●のガスの卸供給についても、「供給余力がないなどの理由がない限りは、これを行う。」といったような形で記載の具体化を行ってございます。

この中で拒否事由につきましては、「主な想定事例を具体的に記載することで、安易な拡張解釈がなされないように文言の修正を行っている。」といったような修正を行ってございます。

資料に戻りまして、3. でございます。「経済産業大臣への意見回答について」ということでございまして、上記の審議結果を踏まえ、旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定供給区域等小売供給に係る指定供給区域の指定の解除に関する経産大臣からの意見の求めに対しては、資料6-3の案のとおり回答してよいか御審議をいただきたいということでございまして、最後の資料でございますけれども、具体的には、先ほど御説明いたしました3点のコミットメント（意思表示）を行うことが必要であるというふうに整理をさせていただいているところでございます。

私からは以上になります。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、今の説明に対する御質問、御意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　1点質問がありますが、今の説明の中で、コミットメントの内容について、「不合理な拡張解釈が行われないようにするために例示を具体的に行った」という指摘がありましたけれども、コミットメント案の例としては、どんなところでそれを配慮していますか。

○黒田取引制度企画室長　　具体的には、全体25ページのところでございますけれども、12月1日の資料におきましては、まず、「既に業務を締結している事業者が、これを継続する場合につきましては、この継続に向けて誠実に協議を行い対応する。」というのがもとの事務局の案でございましたけれども、こちらにつきましては、当日の御議論も受けまして、「止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。」という形で書かせていただいたとい

うのが1点でございます。

2点目につきましては、卸供給のところについて、こちらも事務局の案においては、「他のガス事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、積極的に行う。」という書きぶりでしたけれども、これも「供給余力がないなどの理由がない限りは、これを行う。」という形で具体的に書かせていただきまして、なお、拒否事由につきましても、明確に具体例を書かせていただくことにより、「安易に拡張解釈がされないように」という形で記載をさせていただいているところでございます。

○稲垣委員 わかりました。そうすると、ここに書かれた文言についても、解釈としては厳格方向で考えるということですね。

○黒田取引制度企画室長 はい。

○稲垣委員 ありがとうございます。

○八田委員長 どうぞ圓尾委員。

○圓尾委員 制度設計専門会合で議論をしたときは、ガスの大手3者、つまり依頼を受けた方が色々な理由を付けて拒否することがないように、ということを明確にするために、こういう修正をやるべきだと、委員が意見を言って、これだけの修正が入りました。今度は逆に出来上がった文章をみると、例えば「供給余力がないなどの理由がない限りは、これを行う。」という形で、「など」と受けてはいますが、読み様によっては、お願いする側が、例えば破格の値段など無理なお願いをしても受けなければいけない、と読めなくもなかったと思います。そこは、依頼を受けた方が拒否するとき合理的な理由がなければだめだとの裏腹で、お願いする方も、ちゃんと合理的な契約内容を提示しなさい、という意味が「など」に含まれていると解釈していいんですよね。

○黒田取引制度企画室長 そうですね。当然何でもかんでも依頼する側の依頼に応じて交渉しなければならないということではないと思っておりますので、そうした中については「など」でみるということだと思っております。

○佐藤事務局長 そうではなくて、まず、このところで、そもそも一番上のところに「他の事業者からガス製造に関係ある業務の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなど」と、ここにまず「など」と書いてあるから、だから、後ろに「など」とつけたのでしょうから、もし下の「など」を削るとしたら、まだ黒字になっている「設備余力がないなど」の、この「など」も削らないといけませんよね。

○黒田取引制度企画室長 はい。

○佐藤事務局長　　そうすると、上の「設備余力がないなど」と書いて直していないから、下も当然のことながら同じことをいっているから、ここは「設備余力」と「供給力」と、ちょっと言い方を変えているけれども、「など」、「など」にしていますよね。

　　だから、もし「ないなど」ということを削るとしたら、上の黒字も削らなければいけなくなってしまう、恐らく。

○黒田取引制度企画室長　　それはおっしゃるとおりです。それで、ここに「など」がついているのは、前段でいくと設備余力がないという理由だけではないので、あくまで例示ということではありますけれども、ただ、ここは主要な例示ということで、「設備余力がない」という考え方を規定していますので、これは、安易に「など」で全ての理由が認められるという考え方ではなくて、あくまで「設備余力がない」という理由に類するような事由があった場合にのみ認められるということとさせていただきます。

○佐藤事務局長　　だから、両委員の御懸念に答えるとしたら、それは、本当は注か何か書かなければいけないのではないですか。それで、歯止めになっているというふうに答えたとしたら、つまり「など」というのが裸で書いてあるから、「歯止め」と、そこに関してはどうして「など」というのか、両委員から御質問があったように、黒田さんが、「安易に拡張されないように大丈夫です」といったのを、どう読めばいいんですか。

　　つまり、「など」のところ参考で、「しかし、この「など」に関しては設備余力というのを拡張解釈してはならない」とか書いてあればいいと思うけれども、普通に読んで「など」と書いてあると、ああそうか、これは設備余力が1つだから、あと100ぐらいあるのかなと思ったっておかしくないから、両委員から質問があったわけですね。

○稲垣委員　　「など」ですけれども、その解釈の方向は何ですかということを聞いて、圓尾さんは、今度は申し出のほうの問題も、要素も考えられる場合があるのではないかとということがあったと。ただ、いずれにしろ、ここで資料はそうですけれども、議事録にきちっと、我々が議事の中で確認すべきことは、これについては設備余力がないという客観的な事情、これに匹敵するような他の事情、これだけでなく、要するに客観的に設備余力がないというのに匹敵するような事情がない限りはだめですよ。だから、主観的にとか、それから解釈で安易に認めるということは、我々は想定していないという、そういう事務局提案だし、これでよしとすれば、そういう提案をよしとするということなので、今後の事務局の解釈に当たっても、一応「など」とついているけれども、この「など」の解釈方向については、厳格な方向で考えるということを確認して、きょうはよしとするかどうか

ということですね。

そういう意味では、この議事の内容を、例えば今後わかりやすく伝えるためには、この「など」についての解釈のコメントを何らかの形で、今、佐藤事務局長がおっしゃったようにつけておくとか、「など」を取っ払ってしまうと、今度は解釈の柔軟性がないし、それだとやはり窮屈だと思うんですよね。「など」をつけることはいいけれども、「など」の解釈についてはこうだというのはコメントしておくことが望ましいですよ。一々議事録を引っ張り出さなくてもわかるわけだから。

○佐藤事務局長　そうですね。でも、確かにこれは「など」がないと、異常に安い価格を動かした場合、それでも余力があったらいいのか、ということだってあるから、本当は無理ですよ、そこはね。

○稲垣委員　そうですね。当然含まれているわけですよ。不合理な求めをするということは、それは、ここでは想定していないで議論をしているわけなので。

○圓尾委員　そうですね。

○八田委員長　だから、公定のきちんとした規制料金があれば話は別だけれども、それは全然ないわけですからね。

それでは、「設備余力がない」、あるいは「その他の止むを得ない理由がない限りは」というような意味……

○佐藤事務局長　ただ、ここは「ない限り」と書いてあるから、まあギリギリ……、黒田さんがいったところは、「ない限り」とギリギリの表現なので拡張はできないと思います、といったほうがいいような感じがするけれどもね。ただ、これは「など」がついているから、プラスアルファの「限り」だから、どうやったって終わりといえば終わりだけれども。

○八田委員長　しかし、ここの価格の評価は、物すごく難しいですよ。

○佐藤事務局長　そうですね。

○八田委員長　これを拒否する側としては……

○佐藤事務局長　確かに稲垣委員がおっしゃったように、今この議論をして、これは公開に出ているから、相当厳しいということは、恐らくわかると思いますので。

○稲垣委員　いずれにしても、我が委員会は、この基準に基づいて監視をしていくわけだし、監視の基本的な方向とか内容については、今確認ができたという話になると思うので、あとは、わかりやすく伝達する運用のほうで考えていただくということを含めて議決したらどうですかね。

○黒田取引制度企画室長　　はい。

○八田委員長　　ところで、これはガス会社の中では公定の価格はないかもしれないけれども、パイプラインのアツカり料金は、社内では決めてあるんですか。要するに社内の小売部門と託送部門は。

○圓尾委員　　それは、まだ分社もしていないし、ないと思います。

○八田委員長　　だから、そこがない限り比較のしようがないですよ、これが不当な価格かどうかというのは。だから、本当は、次の段階では、やはりその価格を決めてください、ということは必要な気がしますね。

○黒田取引制度企画室長　　そのような意味では、資料の26ページにも出しておりますけれども、当日の議論でも、「卸取引の価格や条件についてもしっかりと注視してほしい」、「モニタリングをしてほしい」というような御議論もいただきましたので、その点も、今回資料に加えさせていただいておまして、卸についても定期的なモニタリングの対象にしてみていきたいと考えてございます。

○八田委員長　　わかりました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

(意見等：なし)

それでは、事務局から御説明があったとおり、委員会として経産大臣への意見回答をすることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上ですけれども、ほかに何かございますでしょうか。

○恒藤総務課長　　特にございません。

○八田委員長　　それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——